

厚生委員会

令和 6 年 1 2 月 1 0 日 (火)

厚 生 委 員 会

日 時 令和6年12月10日（火）午前10時00分開会—午後 0時55分閉会
場 所 岬町役場3階 第二委員会室

出席委員 坂原委員長、奥野副委員長、松尾、早川、中原、道工、谷地

欠席委員 瀧見

傍聴議員 大里、出口、谷崎、竹原

出席理事者 田代町長、中口副町長、上田副町長
古橋教育長、松井しあわせ創造部長
川端まちづくり戦略室長兼町長公室長
西総務部長会計管理者、内山財政改革部長
谷総務部理事兼財政改革部理事
辻里しあわせ創造部総括理事
松本しあわせ創造部理事（保険年金担当）
川井しあわせ創造部理事兼保健センター所長
中田しあわせ創造部理事（地域福祉・高齢福祉担当）
堤住民課長、竹原生活環境課長、堀口保険年金課長
錦織地域福祉課長、橋野高齢福祉課長、中島子育て支援課長
吉田淡輪保育所長

事務局 増田議会事務局長

案 件

1. 付託案件について
2. その他

(午前10時00分 開会)

坂原委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから厚生委員会を開会します。

本日の出席委員は7名です。瀧見議員より欠席届が出ております。

理事者については、関係者に出席いただいております。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより厚生委員会を開きます。

なお、携帯電話はマナーモードに設定願います。

また、本日の会議には傍聴者の方が来られておりますので、ご承知おきください。

それから、いつも委員会の様子はライブ中継していますが、今日はライブ中継のほうがちよっと調子が悪いみたいですが、今、つながったそうです。ライブ中継もしておりますので、併せてご承知おきください。

それでは、まず、案件に入る前に、お諮りしたいのですが、政策提言サイクルの件で、先日、10月9日に、学童保育について勉強会を開催しました。その際に、そのとき勉強はしたのですが、現状はやはり視察しないと分からないのではないかという話で、現状の視察をしようという話になりました。

それで、今日、この委員会が終わってから、現状視察のその日程だけ調整したいと思うのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

坂原委員長 では、委員会案件1、2が終わった後にしたいと思います。

その際には、理事者については松井部長と中島課長の出席で日程調整したいと思いますので、よろしくお願いします。

では、案件に入りたいと思います。

12月4日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案6件の審査を行います。

それでは、これより審査に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また、理事者の発言は所属部署と氏名を言ってからお願いいたします。

議案第75号、令和6年度岬町一般会計補正予算（第7次）についてのうち、本委員会に付託された案件を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

錦織課長。

錦織地域福祉課長 地域福祉課の錦織です。

それでは、令和6年度岬町一般会計補正予算（第7次）の件につきましてご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

歳入につきまして、16国庫支出金、1項国庫負担金、社会福祉費負担金といたしまして、2,609万3,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、障害者自立支援給付費国庫負担金で、負担割合は2分の1です。障害福祉サービス費に充当いたします。

中島子育て支援課長 子育て支援課の中島です。

続きまして、児童福祉費負担金といたしまして、2,109万9,000円の増額補正を行うものです。

詳細につきましては歳出でご説明させていただきますが、障害児入所給付費等国庫負担金として障害児通所支援費に充当するものです。

なお、補助率は2分の1です。

続きまして、2国庫補助金、児童福祉費補助金といたしまして、53万5,000円の増額補正を行うものです。

詳細につきましては歳出でご説明させていただきますが、障害者総合支援事業費補助金として障害児通所支援費に充当するものです。

なお、補助率は2分の1です。

坂原委員長 錦織課長。

錦織地域福祉課長 続きまして、17府支出金、1府負担金、社会福祉費負担金といたしまして、1,304万6,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、障害者自立支援給付費府負担金で、負担割合は4分の1です。障害福祉サービス費に充当いたします。

坂原委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 続きまして、児童福祉費負担金といたしまして、1,054万9,

〇〇〇円の増額補正を行うものです。

詳細につきましては歳出でご説明させていただきますが、障害児入所給付費等府費負担金として障害児通所支援費に充当するものです。

なお、補助率は4分の1です。

続きまして、2府補助金社会福祉費補助金といたしまして、69万5,000円の増額補正を行うものです。

詳細につきましては歳出でご説明させていただきますが、ひとり親家庭医療費助成事業費補助金としてひとり親医療費助成費に充当するものです。

なお、補助率は2分の1です。

坂原委員長 川井理事。

川井しあわせ創造部理事 保健センター、川井です。

続きまして、2ページをご覧ください。

23町債、1町債、保健衛生債といたしまして、120万円を増額補正するものです。

内容といたしましては、保健センター整備事業債過疎対策です。

歳出でご説明いたします保健センター受変電設備改修工事に充当いたします。

以上、当委員会付託分といたしまして、歳入計7,321万7,000円の増額補正です。

坂原委員長 錦織課長。

錦織地域福祉課長 続きまして、資料3ページをご覧ください。

歳出につきましては、3民生費、1社会福祉費、障害福祉サービス費といたしまして、5,218万7,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、訪問系サービスに係る国庫負担基準の見直しや福祉介護職員等処遇改善加算の見直し、強度行動障害を有する障害者への受入れ体制の強化に係る報酬区分の見直し等が図られたことなどから利用件数が増加したことによる増額で、内訳といたしまして、障害者共同生活援助給付費として1,933万5,000円、障害者施設入所支援給付費として674万2,000円、障害者就労移行支援給付費として612万円、障害者重度訪問介護給付費として175万2,000円、障害者就労継続支援B型給付費として1,638万3,000円、障害者（児）短期入

所給付費として１８５万５，０００円をそれぞれ増額補正するものです。

なお、財源といたしまして、歳入の障害者自立支援給付費国庫負担金及び障害者自立支援給付費府負担金をそれぞれ充当いたします。

坂原委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 高齢福祉課の橋野です。

続きまして、２老人福祉費、介護保険特別会計繰出金費といたしまして、１８万２，０００円の増額補正でございます。

内容といたしましては、職員の人事異動等に伴う人件費の調整に係る町負担を介護保険特別会計へ繰出しするものでございます。

内訳といたしまして、地域支援包括・任意事業１８万２，０００円の増額です。

坂原委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 続きまして、６ひとり親医療助成費といたしまして、１３９万１，０００円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、対象者の増加に伴うひとり親医療費助成費の増額です。

財源といたしましては、ひとり親家庭医療費助成事業費補助金６９万５，０００円を充当します。

続きまして、２児童福祉費、障害児通所支援費經常分といたしまして、４，２１９万９，０００円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、受給者数の増加に伴い、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用料の増加に伴う障害児通所支援給付費の増額です。

財源といたしましては、障害児入所給付費等負担金（国）２，１０９万９，０００円、（府）１，０５４万９，０００円を充当します。

続きまして、障害児通所支援費臨時分といたしまして、１０７万円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、国保連合会との障害児通所支援費審査支払い事務における就学前障害児の発達支援無償化に係る認定手続の簡素化に伴うもの及び同一世帯における複数児童の上限額管理結果表電子化に伴うシステム改修費の増額です。

財源といたしましては、障害者総合支援事業費補助金５３万５，０００円を充当します。

坂原委員長 川井理事。

川井しあわせ創造部理事 続きまして、4ページをご覧ください。

4衛生費、1保健衛生費、保健センター整備事業費として121万円を増額補正するものです。

内容といたしまして、保健センター受変電設備改修工事請負費です。

保健センターの受変電設備につきましては、自家用電気工作物の保安管理委託業務において年次点検を行っており、その結果、不良箇所として経年劣化によるキュービクル内のブレーカーが指摘され、至急取替えが必要となるため、改修したく、補正予算を要求するものです。

財源といたしましては、歳入でご説明しました保健センター整備事業債過疎対策を充当いたします。

以上、当委員会付託分といたしまして、歳出計9,823万9,000円の増額補正です。

続きまして、地方債補正追加についてご説明いたします。

起債の目的といたしましては、先ほど歳出でご説明しました保健センター整備事業費に係る保健センター整備事業債過疎対策の限度額を120万円と定めるものです。

令和6年度岬町一般会計補正予算（第7次）の説明は、以上です。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

坂原委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

早川委員。

早川委員 歳出の3ページ、児童福祉費の障害児通所支援費計上補正予算額が4,219万9,000円、ここの部分で、通所の利用増加による補正ということは先ほどお聞きしたんですけど、もう少し詳しく、当初の見込み人数であるとか、その内訳ですね、未就学児とか、小学生が多いのか、そういった内訳がもし分かれば、この増加に至った原因も、もし分かれば説明いただきたいなと思います。

坂原委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 早川委員のご質問にお答えいたします。

まず、令和6年度の当初予算編成方針にて、扶助費系については、例年、多額の不用額が生じているということで、前年度実績をベースに次年度要求をするこ

とという通知がございましたので、担当課としましては、前年の実績に基づく額の要求に、当初予算編成に基づいて行ったというところで、この障害児通所支援給付費については、年々、対象者数がずっと伸びてきている事業なのですが、当初予算編成方針がそのように定められましたので、担当課としては当初予算編成に当たっては、前年度実績ベースの額の要求したところで、担当課としては増加傾向にある、もっと予算としては要求したかったのですが、方針に基づいて要求したというところで、今回この補正予算が、これだけの、4, 219万9, 000円の補正予算を上げさせていただいているという事情が、まず、ございます。

利用者の内訳についてですが、令和4年の4月時点では、児童発達支援のサービスが就学前児童が利用するサービスになるのですが、9件の請求がございまして、小学生以上から18歳までの子どもが利用する放課後等デイサービスについては、37件の利用児童でした。

それが、令和5年の4月になりますと、児童発達支援が13件、それから、放課後等デイサービスが44件に増加しております。

それから、今年度の令和6年4月の児童発達支援については18人、それから、放課後等デイサービスについては53件という形で、年々増加の一途をたどっております。

その要因といいますと、この制度が始まって、障害児の療育が必要であるとか、発達の課題のある子どもさんたちについてのサービスの事業所がたくさんこの近隣にできてきたこと、それから、制度の内容が、利用されたい方に周知が浸透してきたことを受け、その支援が必要な方の対象者であるお子さんの、利用数が増えてきたというところではないかと、こちらとしては把握している状況です。

坂原委員長 早川委員。

早川委員 丁寧な説明、ありがとうございます。

利用者が増えているということで、今回、多奈川小学校前にも新たな施設が始まっています、私自身も何度か足を運ばせてもらって、子どもたちがどのように通所して過ごしているのかというのを見せてもらう機会がありましたが、必要な施策だと思いますので、今後、より行政は寄り添ったサポートをしていただきたいと思います。

あと、1点、気になるのが、先ほどの予算編成の部分です。なかなか要求額が

前年度実績っていうことで、なかなかこれ、大きな予補正算額で、当初予算7,000万円弱に対して、割合が4,000万円の補正ということで、大きいですよ。ここは、担当課にしたら、かなり負担かなと客観的に感じまして、大きな補正予算を組む場合、また議会で新たに説明が必要なので、担当課にとっては負担と思いますが、今、説明を聞くと、ここはなかなか難しい問題なのですね。

坂原委員長 内山部長。

内山財政改革部長 財政改革部の内山です。

先ほど中島課長のほうからご説明があったように、扶助費全体で見ますと、やはり事業費がそもそも大きいということもあって、多額の不用額が生じている科目でありました。

その見込みに当たって、過去の伸び率などを採用して予算を見込むというケースも多かったわけですが、結果として、令和5年度の決算で見ましても、当初予算と比べると、かなり実績額で下回っているという傾向がありました。

そうしたことを踏まえまして、令和6年度の当初予算では、直近1年間の実績をベースとして予算編成するという方針の下、当初予算では対応のほうを行いました。

ただ、やはりそういった傾向を踏まえて増加傾向があると、それで予算が不足する見込みがあるという場合は、今回のような補正予算で対応をお願いしたいと考えております。

今後につきましては、担当課とも十分動向などを聞かせていただいて、今後の予算編成につきましては検討をしたいと考えております。

坂原委員長 ほかにございませんか。

松尾委員。

松尾委員 私からも障害児通所支援給付費のこととお伺いしたいのですが、こちらは放課後等デイサービスとかが近隣に増えてきたということで、岬町でもあるのは承知の上ですが、町内と町外利用というのは、どれぐらいの割合になっているのかわかるということをお聞かせいただきたいなと思います。

また、もう一つ、障害者就労継続支援B型給付費と、あと、障害者の就労移行支援給付費のことについてなのですが、これは単純に制度改正による単価がアップしたということと時間が増えたということなのかと思うのですが、人数はどん

な傾向になってるいかっていうことをお聞かせいただきたいのと、利用者人数をお聞かせいただきたいと思います。

坂原委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 松尾委員のご質問にお答えします。

町内と町外の利用の割合というか、その辺りの数字をとということだと思うんですが、まず、岬町内のほうに所在する事業所は多奈川のほうに1か所で、そこが定員10名という数になっております。

岬町外に利用されている事業所が所在する市町なんですけど、放課後等デイサービス、小学生以上18歳以下の方が利用される事業所については、大阪市内で1事業所、それから、堺市内で1事業所、泉佐野市6事業所、泉南市6事業所、阪南市8事業所で、岬町の1事業所という内訳が出ております。

就学前児童ですね、児童発達支援につきましては、貝塚市の1事業所、泉佐野市2事業所、阪南市6事業所、そして、岬町の1事業所という利用割合になっております。

坂原委員長 錦織課長。

錦織地域福祉課長 松尾委員の質問にお答えいたします。

まず、就労継続支援B型についてですが、こちらの就労継続支援B型につきましては、各年度、上半期ではございますが、令和5年度は457件の利用があったのが、令和6年度、同じ時期で483件と26件、増加しております。

それから、もう一点の就労移行支援についてですが、こちらと同じく前年度上半期を基に比較したところ、令和5年度は35件でしたが、令和6年度においては58件と、23件の増加となっております。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 件数ということで、人数が増えたってということですね。

坂原委員長 錦織課長。

錦織地域福祉課長 松尾委員の質問にお答えいたします。

実際、就労継続支援B型におきましては、5名増加しております。

就労移行支援、こちらについてですが、すみません、こちらの人数ですが把握できていなかった、後ほど確認して、再度回答したいと思います。よろしくお願いいたします。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 それで結構です。後でよろしく願いいたします。

私からもう一点、あるのですが、地方債補正のことについてですが、今回も保健センター整備事業債ということで過疎対策でなされているということが分かったのですが、事業委員会でもありましたし、この100万円単位ぐらいのその地方債、過疎債ですね。結構、使われてるのかなと認識があります。これが、ちっちゃい額かもしれないですが、積み重なっていくと、やはり返済のことが心配になってきますよね。

過疎債は、特に10年の期間というのがあって、地方債よりも早い返済がなされなければいけないという性格があるので、その辺りが返済計画ってしっかりできているのかどうか。特に、今の逼迫した財政の中で、我々はそこがすごく心配になってきますよね。

未来にきちんと返せる計画がなされているのかどうかっていうことを、今ここでお答えできる範囲でお答えいただきたいと思います。

坂原委員長 内山部長。

内山財政改革部長 過疎債につきましては、ご承知のとおり、非常に交付税算入が手厚い起債ということになっております。

起債の算入率につきましては、70%ということで、かなり財政支援が手厚い起債ということになります。

ただ、一方で、30%は町の負担ということになりますので、その辺りは慎重に考えていく必要があるということは承知しております。

財政収支見通しにつきましては、今、第4次集中改革プランの策定を進めておりまして、その中で財政収支のを見通しを立てているところでございます。ですので、そこで5年ないしは10年というところで、長期の計画を立てておりますので、今後、見込まれる過疎債の発行もそこで一定、試算しておりますので、計画的には大丈夫ということになっております。

坂原委員長 ほかにございませんか。谷地委員。

谷地委員 私からは、3ページのひとり親医療助成費、こちらについて、先ほど担当課の説明だと、対象者数が増えたことというのが増額の理由というところでご説明いただきましたが、実際、対象者数って何人増えて、利用件数として何件増えたの

か詳細のデータってありますでしょうか。

坂原委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 谷地委員のご質問にお答えいたします。

ひとり親家庭の対象者については増加をしたということでご説明させていただきました。毎年11月に医療証の更新がございます。で、令和5年の11月時点で123世帯、子どもの数が178で、今年の令和6年11月が135世帯、子どもが200人、増加した世帯数が12、子どもが22名、増加しております。

すみません、委員、ご質問の中で、件数ということがございましたが、資料を持ち合わせておりませんので、後ほど、回答とさせていただきたいと思います。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 障害児童通所支援費とはまたちょっと毛色が違うのかとは思いますが、やはりひとり親家庭の増加が、結構、社会的にも支援が必要な世帯数というところで、クローズアップされるところとかも、子どもの貧困とかの問題もあって、傾向というところがやはり気になる点ではあります。そうなったときに、結構この1年間でも大分増えているなということが、今、ご説明で思ったのですが、過去の推移を見たときに、これは、ずっと年々増加傾向というところなのか、今年度は突出して増えているのかって、そういうのは傾向って何か分かりますかね。

坂原委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 谷地委員のご質問にお答えいたします。

すみません、私どもの事前の資料作成が至らなかった点がございまして、令和5年度と令和6年度の比較でしか現在、手持ちがございませんので、この件についても後ほどの回答とさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。すみません。

坂原委員長 ほかにございませんか。

中原委員。

中原委員 委員会資料の3ページの、障害福祉サービス費について、先ほど説明をいただきましたが、私はこの分野にあまり明るくありませんので、給付額が増額補正となった要因について、もう少しかみ砕いてご説明をいただきたいんですね。

一つは、利用件数の増という説明がございました。利用件数という考え方が、私はあまりよく分かりません。人数が増えたということなのか、1人の人が利用

する時間とかが増えた、時間・日数が増えたということなのか、両方なのか、その辺りについてお聞きしたいということが一つです。

それから、もう一つ、説明でいただいた報酬改定、これは報酬単価が上がったということなのかなと聞いていて思ったのですが、それから処遇改善とおっしゃっておられて、これはいいことだと思いますが、その中身について、どういうことなのか、それから、強度障害をお持ちの方の区分変更というような説明がありましたが、その辺りについても、もう少しみ砕いてご説明をいただけるとありがたいと思います。お願いします。

坂原委員長 錦織課長。

錦織地域福祉課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

まず、利用サービスそのものの増額要因に関してですが、こちらにつきましては、給付の内容にもよりますが、人数が確かに増加しているという事業もあれば、人数はそのままであったり、むしろ減少したりはしますが、その対象となる方が受けておられるサービスの、今、委員がおっしゃっていたような時間数に変動したり、受けるサービスの内容が替わったり、そういったところが複雑に絡み合っていて、結果的には、相対的に増額となってきたと、その見込みが出てきたと、そういったような状況にあります。

報酬改定につきましては、昨今、介護サービスであったりとか、こういった障害者への福祉サービスであったりとかってということが事業所も増えてきた状況もあり、そこで働く方の処遇改善というものもあり、そこで働く方に対しての報酬の加算率ということが、今年度におきまして、6.9%から8.1%と、1.2%、増加しました。単価につきましても、それまで1,000円であったものが1,800円と、800円増加している状況にあります。

もう一点、区分変更についてですが、こちらについては、どう変わったのかということ、後ほど確認して、回答とさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 ご回答いただきました。聞きながら、これは一つ一つの給付費、それぞれに人数が増えたことによるものであったり、利用料が増えたものによるものであったり、あとは、基になる報酬改定のプラス改定が反映されたものであったりという、

非常に何か複雑な要因だということがよく分かりましたので、ここで全部一つ一つ、本来であればお聞きしないと、全容が把握できないということだと思うので、また担当課に、この場ではなくお聞きしたほうが、より実態がよく分かるのかと思ったので、強度障害の区分変更についても、その折に、お聞きするようにしたいと思います。この場での回答は結構です。

報酬改定による金額そのもの、単価そのものが引き上げられたということと、それから、利用者・利用料が増えたということが反映されてのものと理解はいたしました。

引き続いてお尋ねしてもよろしいでしょうか。

介護保険特別会計繰出金のことで、少し小さいこと聞かれますが、人事異動等に伴うって説明がありました。「等」というのは何が含まれているのか。重箱の隅をつつくつもりは一切ないんですけどね、いや、説明で、人事異動に伴うっていう、例えば本会議場での説明で人事異動に伴うっていう言い方をすると、人事異動等に伴うという言い方をすることがあります。。ここの「等」は一体何やろうな、何が含まれているのだらうと思って、参考までにお聞きしておきたいということが一つです。

それから、障害福祉総務費のことでお尋ねしますが、私はこの分野もあんまり明るくなくて、そもそものことを聞くかもしれませんが、お許しいただきたいと思うんですけどね、障害児通所支援給付費とあります。これは、未就学児が利用するものと考えたらよいということなののでしょうか。この中に放課後デイの子どもたちも含まれているということなののでしょうか。

何かこれは二つの事業のことなんかなと思って、実態が、私も勉強不足でよく分からないので、児童発達支援といわれる事業は、未就学、要はまだ学校へまだ行っていない子どもたちが利用するところのことをいってるのかと思いながら聞いてたのですが、その辺の説明を。もう少し、制度に明るくない者に分かるように説明いただけるとありがたいなと。

放課後については、何となくイメージは持ってるのですが私その児童発達支援ってというのは、障害をお持ちのお子さんで療育が必要だというふうな状況にあって、岬町内でいえば、こぐま園に通ってる子どもたちのことを指すのかなって思ってたんですが、正しく理解したいと思いますので、ご説明

いただけるとありがたいと思います。お願いします。

坂原委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事（人事担当） 人事担当の廣田です。

中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

人事異動等に係る調整ということですが、人事異動とか、昇給昇格も含めて人事異動あるいは雇用条件とか保険料率の確定とか、その他もろもろ等という形で表現させていただいております。

今回の介護特別会計の部分に関しましては、職員が育児休業に入って、その育児休業により業務担当を変更しましたので、支弁の費目を変更したっていう理由で、今回、介護特別会計の補正を上げさせていただきます。

坂原委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

この補正予算の資料の中で、障害児通所支援給付費という中には、今、委員がおっしゃられた中にもご発言がありましたが、未就学児童が利用する児童発達支援と、それから就学児童、小学生以上から18歳到達年度までの子ども様が利用する放課後等デイサービスの両事業、2事業分の予算をこの中で確保しております。

児童発達支援と放課後等デイサービスは年齢によって区分が分けられているもので、名称が異なるというもので、内容については同じサービスを受けていただいているようなものになってございます。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 廣田理事からご回答いただいたことで、少し具体的に分かりました。

ということは、表現としては、人事異動等が正解というか、要は配置される予定だった人が変わったということによって、その人に関連するいろんなお金、お給料以外を含むから等がついてるって考えたらよいのですか。

坂原委員長 廣田理事。

廣田まちづくり戦略室理事（人事担当） 中原委員のご質問にお答えします。

人事異動の中には、昇給・昇格、あるいは育児休業に入るので、育休度に係る事例なども出ていますので、その辺で実際、配置は変わらないのですが、実際、人事異動等という中のくくりのほうに入れて表現させていただいてます。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 なるほど、人事異動等という言葉の中には、非常にいろんな状態のものが含まれることが、今、聞いて分かりました。どうもありがとうございました。

それから、児童福祉総務費について先ほどご説明をいただいて、よく分かりました。

それで、松尾委員からの質問への答弁で、非常に増えているんだということもよく分かりました。

岬町内の施設で、こぐま園には今、何人の子どもたちが通っているのかお尋ねしておこうということと、それから、障害児通所支援システム改修委託料ですが、先ほど簡単に説明がありましたが、何か聞いていてもあんまりよく分からなかったのです。でも、これはまた担当課に聞きます。また担当課で聞くので教えてください。

そうしたら、ここまでに通っている子どもたちの数だけ、この機会に確認をさせてください。お願いします。

坂原委員長 中島課長。

中島子育て支援課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

現在、こぐま園につきましては、4名の子どもさんが通われております。

坂原委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 よろしいでしょうか。では、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第75号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

坂原委員長 満場一致であります。よって、議案第75号のうち、本委員会に付託された

案件は可決されました。

議案第76号、令和6年度岬町介護保険特別会計補正予算（第2次）についてを議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

橋野課長。

橋野高齢福祉課長 高齢福祉課の橋野です。

委員会資料の5ページをご覧ください。

令和6年度岬町介護保険特別会計補正予算（第2次）につきましてご説明させていただきます。

今回の補正予算につきましては、職員の人事異動等に伴う人件費の調整について計上するものです。

歳入についてご説明いたします。

1 保険料、1 介護保険料、現年度分特別徴収保険料といたしまして、19万7,000円の増額、現年度分普通徴収保険料といたしまして、2万2,000円の増額補正です。

次に4 国庫支出金、2 国庫補助金、地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）現年度分といたしまして、36万5,000円の増額補正です。

次に、6 府支出金、2 補助金、地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）現年度分といたしまして、18万2,000円の増額補正です。

6ページをご覧ください。

次に、10 繰入金、1 一般会計繰入金、地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）現年度分といたしまして、18万2,000円の増額補正です。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。

委員会資料の7ページをご覧ください。

4 地域支援事業費、3 包括的支援事業・任意事業、1 包括的支援事業地域ケア会議推進事業人件費といたしまして、職員の人事異動等に伴う人件費の調整のため、289万1,000円の減額補正です。

内訳といたしましては、給料164万3,000円の減額、職員手当等57万6,000円の減額、共済費67万2,000円の減額でございます。

次に、5 認知症総合支援事業費、認知症総合支援事業人件費といたしまして、

職員の人事異動等に伴う人件費の調整のため、３８３万９，０００円の増額補正です。

内訳といたしましては、給料２０５万３，０００円の増額、職員手当等１１３万５，０００円の増額、共済費６５万１，０００円の増額でございます。

以上、当委員会付託分といたしまして、歳入歳出それぞれ９４万８，０００円の増額補正でございます。

坂原委員長 ただいまの説明に対して質疑ございませんか。

中原委員。

中原委員 先ほど、一般会計補正予算（第７次）のところで、繰出金として育休の方についての予算の措置についてご説明をいただいたと、それも含まれると思うんですけど、今回、委員会資料の７ページで、歳出の人事異動とか人事異動等に伴うということで、一方は包括的支援事業費については減額と、認知症総合支援事業費については増額と、これは当初予算からの変更ということで、当初予算を組むときというのは、翌年度——今年度ですね、今年度の職員の配置が決まってない時期に確定するから、前年度の状態に基づいて算定するというようなことを聞いたことがあるんですね。実際に新しい年度の配置表に基づいての変更というのが、今回、主に反映されたと考えてよいのでしょうか。その中に、育休に入られたお一人の分も含まれると、そんなふうに理解をしてよいのかということが一つと、それから、職員の数については変わっていませんかという、この２点をお尋ねしたいと思います。お願いします。

坂原委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 中原委員のご質問にお答えします。

まず、ご質問いただいた、２点目の職員数が変わっていないかどうかいうところからお答えしたいのですが、変わってございませんというのが一つでございます。

あと、今回の減額と増額のことについてでございますけれども、課内での地域支援事業の中の主たる担当者の変更をさせていただいたところです。

当初予算では、減額分の地域ケア会議推進事業につきましては、係長職の担当の職員を予定しておりましたけれども、今年度、新たに体制を組み直したときに、認知症総合支援事業人件費に係長職の職員を担当職員とさせていただいて、先ほど中原委員からもございましたけれども、育児休業を取得しておりました職員が、

当初、認知症総合支援事業で予定しておりましたが、今年度、新たに体制を考えたときに、地域支援地域ケア会議推進事業のほうに主たる担当をさせていただいたということで、課内での担当替えを行った結果によるところでございます。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 公務員は大変だなと思いますが、何かこうやって個人を特定するっていうことは、そこまではないのですが、でも、実際上は、それに近いようなことがこうやって議案書の中なんかで、分かったりするわけで、今の後段の説明で行くと、育休でお休みだった方が、今年度、復帰されてきたということですね。その方が、地域ケア会議推進事業費のところの人件費に当たるところに配置されたということですね。なるほど、課長級で計上していたものが、育休から復帰された方、要は、年代が変わったりということだと思うんですけどね、それで減額になったということですね。

それから、認知症総合支援事業の人件費、これは、お二人の分が計上されていると思っているのですが、ここに係長職の方が行ったから増額になったということですね。なるほど。

今の説明を聞いていて合点が行きましたけれども、課内で担当替えを行ったということで、その中には恐らく比較的若い方というか、経験の浅い方に、新たに知見や経験を積んでいただく機会とか、成長という視点も考えての配置かというふうに、今の説明を聞いていて思ったり。

介護保険の分野は非常に制度も複雑ですし、一つ一つの案件も、経験・知識が求められたり、また、事業についても非常に多岐にわたる分野ですね。

だから、そこで職員の皆さんが、必要な知識はもちろんですけれど、いろんな経験を積んだりということは、非常に大事だと思いますが、大幅な、かなりの配置替えを行ったと。その要因だとか、あとは、その配置替えを行うときの着眼点ですね。どういうことに気をつけてやったとか、これは年度当初にきつとやったことなんだろうと思いますが、何かその辺のお考えがあれば、参考までにお聞きしておきたいと思います。お願いします。

坂原委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 中原委員のご質問にお答えします。

まず、配置替えのときに、当課として主に心がけていることについてのご質問だったと理解しておりますけれども、一つは、業務に支障が生じない範囲での、可能な範囲でのジョブローテーションは常に行っていきたいということを考えておるところです。

二つ目としましては、特に地域支援事業につきましては、一体的に実施することが非常に重要なことだと理解しておりますので、こちらも可能な範囲で担当替えをして、縦で、個人で行うのではなく、横串で、チームとして行っていくために、可能な範囲で業務をローテーションしていくということを心がけて実施しているところでございます。。

坂原委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第76号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

坂原委員長 満場一致であります。よって、議案第76号は、本委員会において可決されました。

議案第79号、岬町淡輪火葬場の指定管理者の指定についてを議題とします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

坂原委員長 ありがとうございます。では、質疑ございませんか。

谷地委員。

谷地委員 私から、何点かお伺いしたいことがあります。

まず、参考資料のほうで、今回の指定管理の審議経過とか、あと、実際にこの選定方法とか、選定審査の結果とか、そういったところの記載がありますが、まず、1ページのところの②で、もともと、当初、指定管理料の上限額が752万9,000円と定めていましたが、一番最初の申込みがあったときに、指定管理料の算定額がそれを大幅に超えていたというところで、まず、1回目の審査は1回、失格っていう感じというような記載されていて、そこで、2ページ目で、こうした状況を踏まえ、町において指定管理料上限額を再算定の上、指定管理候補者を再募集終了が望ましい旨を決定したっていう、そういう形で記載されていますが、実際、これは再算定した結果、上限額は、では、幾らになったのかということと、あとは、再算定というのは、どういうふうな方法で金額を決定したのかということ、まずはその辺の説明をお願いします。

坂原委員長 答弁を求めます。竹原課長。

竹原生活環境課長 生活環境課、竹原でございます。

ただいまの谷地委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、参考資料にございます752万9,000円の算定見込みから年間の額が増減した理由につきましては、こちらの審議経過の3番にございます令和7年度以降の火葬委託料が、1体当たり3万3,000円から4万2,900円の9,900円、値上がりされたことによって増額したものでございます。それを基準に見込みの算定をさせていただきました

その結果、年間額978万3,000円ということに上限額を算定させていただいて、指定管理の算定料として決定したものでございます。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 ということは、再算定した結果、年間978万3,000円というのは多分、最初の審査のときに、申請者が当初の上限額を超えた要因を申請者から聞いた形でこの結果の金額に合わせたという形でいいのですか。それとも、町が独自に、また別で、きちんと算定して金額になったのか、その辺の、実際、算定方法って、どういう形でされたのですかね。

坂原委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 しあわせ創造部の辻里です。

指定管理料の上限額の算定は、施設管理と火葬業務を、町で行った場合の経費

を算定しております。

その中で、今回、火葬業務が要因となりますが、課長が説明しましたように、9,900円、値上がりしたということで、その火葬業務におきましては、本町が火葬業務を委託した場合であっても、指定管理が委託した場合であっても、料金は変わってきませんから、上がった額で算定をして、指定管理料の上限額を決めております。

2回目の上限額は974万6,000円となっております。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 ということは、町のほうでも、委託した場合には、こういう金額になるっていうところも、きちんと調べた上で決めてるっていうことですね。理解しました。

2回目に関しては、そういった上限額の中に収まる形での提案がされて、それで、あと、審査をして、指定管理者を決定されたという経緯かと思うのですが、次に、この選定審査の結果についてお伺いしたい点があります。

今回の指定管理の事業者さんは、前回も指定管理していただいている事業者さんだと認識をされてまして、前回の選定結果のほうと比較をしてみたら、ちょっと気になる点があったのでお伺いしたいのですが、5の選定審査の結果で、4の施設の効用を最大限の発揮と管理経費の縮減について、これは前回の審査のときには、項目が二つだったのが、三つに増えているんですね。前回は50点満点中、足すと28.8点というところ、これが、今回、合計すると、22.4点という形で、結構、大幅に減っているように思いますね。

特に、この③の優れた管理経費の提案であるか、これは30点満点中、各委員が5点をつけられてて、ここは結構厳しい評価になっているのかと思いますが、この辺の審査の、こういった結構厳しい審査結果になっている理由っていうところをお答えできる範囲で教えていただきたいです。

坂原委員長 答弁できますか。竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの谷地議員のご質問にお答えさせていただきます。

全体で、今回、4番につきましては、2項目から3項目に増えた理由につきましては、より細分化した評価を頂くことによって、より効率的に火葬場の指定管理を行っていただけるような審査を行っていただくように、今回、3項目に増やさせていただいたということでございます。

3番の優れた管理経費の提案であるかっていう、ここが25点と低いという、各委員が5点で低いというご指摘でございますが、この点については、ご説明の中で、委員がそういったことに思われたということで、要因としましては、委員の中全体で、すみません。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 経費の削減についてですが、前は35点で、今回は30点となっております。削減率が指定管理料に対しまして、1%未満の削減率は、5点となっておりますので、各委員5点の25点、5人いますので。そういった計算式になります。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 結局、多分、前回の審査で①②って前回あったものの、この②というところが今回は多分、二つに分かれたのかなという、両方では合計すると同じ35点になるので、先ほどの説明によると、単純に、多分、以前よりも経費削減の効果がどれだけ図れるかという、そこでの単純に数字の評価というところになるから、その削減率が、どうしてもこういった厳しい結果に影響を与えているということだと思いますね。そこは理解できました。

なかなか、このように物価高騰している中で、経費削減するのは非常に厳しいところではあるので、そこはある程度、致し方ないところではあるのかと思うので、そういった単純に数字上の評価というところの認識ができたので、この件に関しては分かりました。

次に、3ページ目の、6の選定理由なのですが、こちらの選定理由、前回の選定理由と多分、一言一句変わらないですね。1から4番を示されてますけれども。

長年、今回の指定管理者のほうにずっと指定管理をしていただいて、この指定管理者は、すごくノウハウもあるし、今回もやっていただけると非常にありがたいことだと思いますが、多分、プレゼンテーションとか、そういった形も今回はされていると思いますが、前回とは、また新たにこういった取組しますみたいな、そういった提案ってなかったのかなって思っていて、前回の選定理由と全く一緒のことが書かれてるので、その辺が何か、せつかく指定管理者さんから、もしも、「新しいこういうことをしますよ。」みたいな提案があったら、その辺って何か評価ポイントになったりしていなかったのかなって。その辺、何か新しい

提案って、何かありましたかね。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの谷地委員のご質問にお答えさせていただきます。

前回と選定理由が同じということのご指摘でございますが、一応、現在も指定業者が今現在、指定管理を行っていただいている状態ですが、今現在も、同じような形で火葬場運営に対して一定の適正な運営をしていただいているということです。内容としましてはこういったことで、1から4にありますような形で、今後も運営していただくということが前提でございますので、新たな提案というのはございませんが、今後も引き続き本施設の管理運営に、経験が豊富なことにおいてできるということも期待できるということも考えますので、選定理由とさせていただきます。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 今は指定管理者はしっかりやっているとしますし、提案で何かしら新しい点があったのに記載されてないのは、ちょっとどうかなと思ったんで、そういった意味で確認させていただいたということで、全然この選定理由としては、これまで同様、いろんな形で地域にも貢献していくし、そういった住民さんにとってもとてもいいサービスを継続していくということなんで、これでいいと思うので、この件については、以上です。

坂原委員長 ほかにございませんか。

松尾委員。

松尾委員 先日の道工議員の一般質問の中で、この件も触れられたかと思うのですが、火葬炉が1か所で運営されていたということが分かったわけですが、その事実を知ったのはいつかっていうか、いつからそういう運営になってたかっていうことを教えていただきたいのと、町がそれを知ったのはいつか、どういう経緯で知ったのかっていうことをお聞かせいただきたいと思います。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの松尾委員のご質問にお答えさせていただきます。

委員からご質問のとおり、本議会においても道工議員の一般質問で、辻里総括理事からもご説明させていただいたとおり、現在、人体炉3基のうち、1基のみの火葬の運営となっております。

この事実が発覚したのは、大体、夏頃でございます。正確な日にちはわかりかねますが、夏頃から、夏以前ぐらいからということです。適正な運営に向けて早急に修理すべくメーカーと修理業者にも当たってみたのですが、一般質問でもご説明させていただきましたとおり、現在、部品の欠陥理由で、なかなか部品が届かないという状況がありまして、今現在、止まっている状況で、1基のみで運営という状況になっている次第でございます。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 どういうふうに知ったのか、火葬炉が故障したっていうのは、事業者から、もうこうなってますっていう提案というか、お知らせがあったのか、そうじゃないかなと思いますが、それを1点、お聞かせいただきたいのと、あと、いつ、そうしたら、なかなかメーカーも見つからないという中で、2か所の体制になるのはいつになるのかということをお聞かせください。

坂原委員長 松尾委員、それ、もう一般質問で聞いて答弁してるから、ここではもう同じやと思いますが、聞いてください。

坂原委員長 新しい答弁できますか、今の質問に対して。辻里総括理事、答弁してください。

辻里しあわせ創造部総括理事 なぜ発覚したかっていうのは、指定管理者からの通報によるものです。というのは、制御盤に赤いランプがついて、故障という表示が出ますので、指定管理者のほうから報告があって、今現在、手配をかけていますが、2台中1台は、部品が入ればということが、もう1台については、制御盤と火葬炉のシステムのエラーが出ているもので、その原因を確かめないと、まだはっきりとはいえないと言われてますので、その目途はまだ立っていない状況でございますが、あと1台については部品が入れば、今年度中には故障は直ると考えております。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 というのは、事業者が決定するかどうかっていうこの議案なんですけれども、やはり運営に支障が出るような体制がまだ続くのかっていうことがすごく心配なのです。私が聞いているのはね。

他にそういう何か不具合等がないのかどうか、火葬場の運営に当たってね。他に何か言われてることとかが、他にないのかどうかっていうのを最後にお聞かせ

いただきたいなと思います。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの松尾委員のご質問にお答えさせていただきます。

他に何か深刻な故障とか、そういったものはないのかということですが、今のところ、火葬炉・人体炉の故障のみで、他にどういった深刻な故障とか、そういった運営が困難になるような、そういった状況ではございませんので、ご理解をお願いします。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 今のご回答でよく分かりました。

これも、民間事業者との協働なわけですよ。やはり何かあったら、今回のご回答では、今年度の夏から不具合が起きて、そこから一生懸命メーカーを探されていたというその経緯が分かって、協働がうまくいってるのかなと思いました。

ですから、引き続き、何か困ったことに対するアクションというのも引き続き起こしていただいて、いい関係というか、いい運営を目指せるように頑張っている、いただきたいと思います。

坂原委員長 ほかに質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 私も参考資料に基づいてお尋ねしたいと思います。

1 ページの4 番に、選定委員会の審査経過が記載されております。その(1)で、公募に当たって募集要項、仕様書及び審査基準について審議を行いましたとあります。この募集要項や仕様書や審査基準については公開されているのでしょうか。インターネットで募集要項を検索してみたところ、見当たらないということになっておりまして、もう選定が終わったから消したということなのか、その運用をどのように、情報の公開についてどのようにされているのかお尋ねしたいと思います。

それから、(2)で、今回は複雑な経過をたどったということがよく分かりまし、妥当性が一定あるものと資料を見て考えておりました。

参考までにお聞きしますが、1 回目に応募された事業者についても、今回、ご提案の坂原生花葬祭店であるという認識でよろしいですよという単純な質問が、2 点目です。

それから、(2)の第2 回選定委員会の開催というところで、①から④に経過

が記載されています。この②の、1回目の審査のときのことをお聞きしますが、このときの上限額、年間752万9,000円と一旦は定めたということですが、これはどういう試算に基づいてこの金額になったのか。というのは、現在は、年間633万円という契約で、3年間、指定管理を受けて運営をしていただいていると思うんですね。ですので、この物価上昇の折、指定管理料が引き上がる、最低賃金も見直しされましたから、引き上がるというのは当然だと思いますが、1回目の指定管理料の上限額の算定はどのように行われたのかということを確認しておきたいと思います。

取りあえず、その3点をお聞きしておこうと思います。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、公募に係る周知に関することですが、一応、応募終了まではホームページに記載させていただいたのですが、委員のおっしゃるとおり、応募期間が終わりましたので、ホームページ上から削除されているということでございます。

次、2点目ですが、1回目の公募がありました業者につきましても、中原委員がおっしゃるとおり、今現在、指定管理を行っていただいております坂原生花葬祭店でございます。

次に、三つ目の、算定の基準額が、なぜ752万9,000円となったかということですが、まず、委員がおっしゃるとおり、人件費の増大、あと、光熱費の増額、あと、火葬料の増加、人体と動物とかもございまして、その辺の火葬料の件数の増加、以上によって、752万9,000円と算定したものでございます。

坂原委員長 3点、全部ありました。

中原委員。

中原委員 1点目についてですが、情報公開の問題です。

応募終了まではホームページ上で公表していたと。これは、募集要項、仕様書審査基準についても公表されていたのでしょうかということが1点と、それから、なぜ、募集が終了したら削除するのか。

確かに、今回は、もう用は済みましたということは分かるのですが、例えば、他のもので、指定管理者の募集を行います、応募要項はこうですとかというのは岬

町の事業の中で幾つもありますが、それはそのまま残しておられたりしますよね。

代表的なのは、みさき公園のものです。やはり終わったからといって削除しないで、そのまま残しておくということが妥当ではないかと思うのですが、なぜ、削除してしまうのか。そのまま残しておくということは、今後、また3年後か4年後かになりますが、今後はそのようにされたらどうかと思いますが、いかがかということをお聞きします。

それから、試算についてお答えをいただきました。指定管理料の上限額が引き上げられたというその要因の中に、火葬料についてもご説明がありました。

先ほど、件数というふうにおっしゃったように思いますけれど、人件費と光熱費の増額と。これは物価高騰、人件費の見直し、最近の見直し等を反映してということが分かります。が、火葬料についても、試算上、見直しを図ったので上限額が引き上げられたという説明だったのですが、このときに、火葬業務委託料が改定されるということについては情報を得ていなかったと考えたらよろしいのでしょうか。お願いします。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、1番の、ホームページ上にどういった情報がってということですが、募集要項、審査要項、募集の申込み、その辺一式、全て載せておりました。

なぜ、ホームページ上から削除するのかというご質問でございしますが、募集期間が終われば、こちらの認識の間違いかもしれませんが、もう削除する方が適当ではないかという、こちらの認識の下で削除させていただきましたが、委員がおっしゃるように、今後は募集が終わりました後も、ホームページ上に掲載するようにさせていただきます。

次に、算定料の中の、人体火葬料の増減ですが、最初の算定の中ではここまで上がっているという情報がございました。前回の3万3,000円と、現行の計算で算定したものでございます。

坂原委員長 お待ちくださいね、まだ答弁あるようですから。辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 ホームページの募集等についてですが、受付期間で、募集をしていますので、その募集期間が終了した後にもそれを載せておくと、誤ってまた募集されるとか、色々あると思いますので、担当としては、募集期間が終了

すると削除したいと考えております。

2点目の指定管理料の算定ですが、1回目は、火葬業務委託料、1体当たり3万3,000円の計算で行っておりました。それは前年度までの実績を基に算定しております。その後で、1回目の申請のときに、火葬委託料、1体当たりが4万2,900円に値上がりしているということが分かったところです。そこで分かりましたので、算定額を変更しまして、再募集をかけたということになります。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 情報公開の問題で、課長からは、今後に残しておく、ああ、結構だなと思う答弁がありましたが、すぐさま、それを翻す理事からの答弁がありました。

確かに、間違っ、応募とかがあったらややこしいですが、そのような業者さんはないと思うのだけだね。

いや、そうされるというのであれば、私が何故こんなことを言うかという、指定管理者の選定、私はもともと、指定管理者制度そのものにあまり導入すべきでないという立場を取ってることは、ずっとこれまでも繰り返し言ってきましたが、それだけに、やはり審査の経過とか結果については、明朗にさせていただく必要がある。私がその指定管理者制度に文句があるのは、不明朗になるからなのです。一つは、町が直接やらないことというのは、それも業者に任せてますので、民間の業者のノウハウですから、言えませんか、そんなことをこれまでも何回も私は言われてるんです。聞きたいことが聞けない。だから、中身が不明朗になる。行政の公の責任の後退につながるという点で、私は指定管理者制度は、やるべきではないと思ってるわけです。

だから、情報公開請求については、これまでもいろいろ資料を出すようにと求めてきました。それに応じていただけてきました、一定ね。全部は出してこれませんよ、それは当然。だけど、一定、求めに応じて資料の提出は図られてきたところです。

それで、指定管理者制度が持ち込まれて、その指定管理者の選定っていうのは、3年に1回とか5年に1回とか、施設によって色々あります。今回は3年に1回やということで、今回、また新たに募集ということになっていますが、それなら、私は、何を基準に今回の提案を審査したらいいのかとなるとときに、前回、どうやったのか、前々回、どうだったのかということ調べるわけです。

それで、さっき谷地委員もおっしゃれましたが、前回と審査基準が変わっている、これは何故だと。それは、私達は、議員ですので、公金をどう扱うのかということについて審査をしなければならない立場ですよ。だから、お金を出すに当たって基準がどのようになっているのかとか、そんなことはつぶさに見ていく必要があります。立場上、それが仕事ですから。それで私達はお給料をもらってるからということ考えたときに、前回の資料、前々回の資料、3年前、4年前や、もっと前になったりするわけですが、そういうものが、すぐ手に入ることが大事なのです。インターネットは24時間、稼働していますので、すぐ調べられる。けど、インターネットに載せてなかったら、一々、資料請求をして、もらったり等する必要がある訳です。という意味で、私の立場上、調査研究するに当たって、全面的に公開をしたものはそのままホームページ上に載せといってくれたら、自分の仕事がし易いということ、これが第一の理由なのです。

情報公開がどうあるべきかということについては、いろんな考え方がおありでしょうから。ただ、今の私の最初の問いに対する回答としては、結論的には、審査が終わったら消すという理解をしたらよろしいでしょうか。一応、確認でお聞きします。

それから、もう一点の、試算の問題です。

火葬料について新たな情報を得ていなかったという事情があつてのことは分かりました。実績を基に試算したと、理事からの重ねての補足の答弁がございました。ということは、火葬料については、件数が増えていったと考えたらよいのですか。

前回は2020年の審査だったわけなんですね。この火葬場の指定管理者の指定についてはね。そのときは、300万円ぐらい、火葬料がかかっているから、かなりやっていたらと答弁されていたのですね、会議録を見たら。これは3年前のことやから、そこからまた、ずっと実績、火葬の数については変わっていくわけですが、今回、試算で増額となった要因の一つに挙げられているっていうことだと思うので、件数については増えていっていると考えたらいいと理解したらいいですか。お願いします。

坂原委員長 答弁をお願いします。竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

ホームページ上の掲載でございますが、ただいま辻里総括理事からもおっしゃっていただいたように、間違いとか、終わった後にそういったことがあるということがありますので、削除するという事で理解していただきたいということが、まず、1点でございます。

火葬料の増加についてですが、年々、実際に増加してきております。令和5年度につきましては288件ありまして、大体その増減率で計算しますと、令和7年度以降、大体290件ぐらいの火葬があるんじゃないかということで、290件ということで試算をしまして、火葬料の委託料を算出しております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 しつこいようですが、情報公開の問題で、結論的には残しておくことはしないというお考えはお聞きました。

私は理解はしませんが、そうであるならば、また次、また3年間、経過した後、指定管理者の指定についての提案がなされたりするわけですね。

これは火葬場の指定管理者だけに限りませんが、出さないって、ホームページ上から削除するということでしたら、議会審査に耐え得るいろんな審査経過ですね、募集要項、仕様書、審査基準、これも議案書に参考資料としてつけてください。これはお願いしておきます。どのようになさるか分かりませんが。

しかし、3年後は私はここにいるのかという問題もありますけど。
続けてお尋ねします。

選定委員会の審査経過の中で、今、火葬業務委託料が上がったということが、一つの大きな増額理由なわけですが。それで、私、これね、実はよう理解してないのですが、火葬業務ってどこに頼んでるのですか。いや、えらい根本的な問題で申し訳ないのですが、今回、改めてええっと思い、火葬業務もこの坂原生花葬祭店さんがなさっているのかと。いや、違うのやと思って、その辺、どんなふうになってるのか教えてもらえないでしょうか。お願いします。

坂原委員長 詳しく説明をお願いします。答弁を求めます。竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

指定管理といいますのは、全火葬場——斎場と、あと、待合棟、セレモニーホールといいますか、そこも含めた全体の斎場の運営を委託させていただいてることで、火葬業務に関しては、火葬を専門に行う、人体とか動物とかの火葬を専門

に行う業者がおりまして、そちらに指定管理者が委託しているということになっております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 この火葬業務というのは、何かで決められている金額があるのですか。火葬業務の担い手という、幾つかそれはそれで会社があるのかなとか思いますが。今回、1体当たり9,900円の値上がり、これは、頼んでる業者が決めてる値段なんか、例えば地域ごとに決まってる値段なんか、この金額によって契約の金額、指定管理料なんかも決まってくるわけですが、一つの要因になるわけですね。この金額っていうのは、例えば火葬業者を替えたら、安くなったり高くなったりするのか、その辺はどうなってるのですか。

坂原委員長 答弁を求めます。竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの委員の質問にお答えさせていただきます。

今現在、火葬業務を委託している業者につきましては、設立当初から岬町の際火葬場で火葬業務を行っておられる方ございまして、長年の経験と対応ですね、火葬炉の調子が悪いとか、簡単な修理とかも担っていただいているということを知り及んでおります。

そういったことも含めて、火葬はほかにいけないかということなのですが、それは、私どもが委託しているものではございませんでして、指定管理者が、そういった火葬業務に適任な業者と協議の上、委託して金額も決めているということで認識しております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 今の説明やと、火葬業務を行う人、個人との契約みたいな感じですか。会社ですか。会社ね。それなら、長く、携わってくださっている会社であり、岬町の施設についても精通していただいて、簡単な修理なんかにも応じていただけるということのようなので、メリットはあるのかなと思いますが、もしかして、その会社を替えれば、安くなるという可能性があるということですね。これはお答えいただかなくても結構です。

私は別に、他の会社に替えろとか、そういうのは知らんしね、大体。そういう会社がそんなたくさんあるとも思えないし、替えたほうがいいとか、替えたら、これだけ安くなりますよとか、そういう材料を持ってませんので言いませんが、

そういう可能性があるということは分かりました。そして、いろいろな仕組みについても今回、改めてよく分かって、勉強になっています。

続けてお尋ねします。委員会資料の2ページですが、2ページの、再募集をしたわけですね。その再募集のときに、要項や仕様書、審査基準の変更は行いましたか。行ったのであれば、その内容についてお聞きしたいと思います。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの委員のご質問にお答えさせていただきます。

再募集の審査基準と募集要項等につきましては、管理指定料上限額等を変更したということで、他の内容等については特段、変更していないということでございます。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 上限額1点のみの変更であったということですね。その1点の変更をした上で再募集しますということは、会議を経ずに募集されたということなんですか。

1回目の選定委員会の開催の折に、公募に当たっての募集要項、仕様書及び審査基準について審議を行いました。どういう基準に基づいて審議してもらいますという、委員さん、この資料の3ページに載っていますが、この5名の方々に、その再募集に当たっての要項等の変更をですね。これは会議を本来行うべきだったのではないかと思います、どうやらそれは行われていないようなので、その経過について、どのように、各委員さんに、再募集に当たっての要項の変更についての合意を得られたのか、お聞きしておきたいと思います。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの委員のご質問にお答えさせていただきます。

再募集の容認についてですが、こちらにつきましては、第2回の選定委員会でご説明させていただいております。

1回目に募集をした結果、応募額を超えていましたので失格にしましたので、再度、算定額を見直して再募集しますという内容を第2回の審議会で諮りました。その中で了承を得ましたので、再募集を行って、第3回の委員会の開催をしたということでございます。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 なるほど。2回目の、この選定委員会は長時間かかったんだろうなと思いが

ら聞きました。

そうしますと、2回目の選定委員会の中で、改めて定めた上限額の金額、974万6,000円と先ほど答弁されていましたが、その金額についても示して確認をしたという理解でよろしいのですね。領いていただいているので、結構です。分かりました。

次に、大きな5番の選定審査の結果についてお聞きしたいと思います。

谷地委員から、大きな4番の、施設の効用を最大限の発揮と、ここ、何か日本語がちょっと不思議ですがね。管理経費の縮減についてという大きな4番の項目については前回と変更がありますねという質疑があったところですね。私もその点について、もう少しお聞きしたいと思います。

前回は、今回の②③のところが②の1本でありまして、配点については35点、そして、基準はどのように書かれていたかという、施設の管理運営に係る経費の縮減が図られるものであること。要は、いくら安くこの仕事をやってもらえるかという、もう1点に限って35点という得点を配点されていたわけですね。

それで、今回、先ほどの審査経過にあったとおりの事情があつて、この審査基準についても変更したんやないんかなと思ひますが、これは、最初からこの基準の設け方をしていたのですか。

この大きな4番の①、②、③で、①は変わりませんでした。②③を、前回は②の1点だけだったんですけど、②、③に変更した。これは、今回の募集の当初からそうだったのですか。ホームページ上で確認ができませんのでお尋ねします。お願いします。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

委員がおっしゃるとおり、最初の審査について、最初からこの項目で、委員の皆様を選定いただくということでお願いさせていただいておりました。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 となると、前回、②だったのが、②と③が設けられている、その変更理由は何ですか。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

今回、特に、２番と３番を分けた理由としましては、以前は収支計画と管理料を、一緒に審査いただいたのですが、今回はより細密にといいですか、特に収支計画の部分と、今回の指定管理料ですね、こちらの金額の削減率に重きを置いて審査いただいたということで、２番と３番に今回、分けさせていただいたということでございます。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 先ほど、谷地委員の質問に対しても、より詳細に審査するということが語られていました。つぶさに実態を捉えて、安定的な運営が図られるということを確認するっていうのは大事なことだと思いますが、審査基準を変えるというときは、何かがあったときかなと思ってしまいますが、何か、これまで運営されてきて、選考されてきて、何かがあったから、１本で審査してたところを２本に分けたと、より細密にと。何かあったということなのですか。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

特に何か特別な、分けないと駄目だという理由は特にないとは思いますが、先ほどもご説明させていただきましたように、より収支積算のほうを、今回、指定管理を算出するに当たり、予算の軽減率により重点を置いたとなっており、特段、分けないと駄目な理由というのは、何か特別な理由ということは、その理由だけでございます。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 そうなんですね。何か特に理由もないが、審査の基準が変わるということはあるんだと思って聞きました。

それで、もう少し聞くのですが、では、今回、新たに設けられた②と③。②適切な収支積算がどうなっているかというのは、どの点をより重視して、着目して審査するということなののでしょうか。適切な収支積算という点が私はよく分からないのですが、どんな点を審査する側としては注目するということになっているのかということが一つ。

それから、③なのですが、先ほどの削減率、１％で５点というこの意味があまりよく分からないので、もう少しこの３０点の配点に対して全ての委員が５点と、これは委員がつけるということじゃなくて、金額からして、自動的に割り出される

点数ということになるということだと思うのですが、そこ点の説明をもう少し説明頂きたいと思います。お願いします。

坂原委員長 答弁をお願いします。竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの委員のご質問にお答えさせていただきます。

収支積算といいますのは、火葬料とか人件費です、また、そのほか、待合棟に係る使用料の収入、火葬料収入、そういったものを適正に収支、経費を管理して運営を行っているとかということの算定において設けたものでございます。

管理経費について30点ということですが、こちらは、削減率5%というのは、先ほどご説明させていただいたとおり、算定額の上限974万6,000円からどれだけ経費の削減を行えたかというパーセンテージの割合で選定しております。

坂原委員長 お待ちくださいね、理事者答弁、ありますから。辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 適切な収支積算のことからお答えさせていただきます。

今までは収支計画書を出していましたが、その収支計画書に伴う積算根拠もつけなさいよと、今回からしたもので、その中で積算はできているかということで、点数を入れるようになっております。

削減率につきましては、指定管理料上限額から5%以上となった場合は30点、3%から5%未満が20点、1%から3%未満が10点、1%未満が5点となっております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 収支積算については、よりよく理解ができました。

それで、今回、5点となっているということは、指定管理料の上限額に対して1%未満であったということで、5点だという結論は分かりました。

2回目に応募された――再募集に応募されたときの、事業者の指定管理料の提案額は幾らなのですかね。

坂原委員長 辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 2回目の提案額は、972万6,000円となっております。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 分かりました。

私、この点でも、指定管理者制度ってどうなのかと思ってるわけなんです。導

入しだした当初は、民間にやってもらったら、民間ノウハウを生かされて、安く事業をやってもらえるという触れ込みだったわけですね。そんなに安くなっていませんねというふうなことを今、お答えを聞いて考えておりました。

私は、安くなったらそれでいいなんて思っていないし、そもそも、私は、岬町が直営で行うべきだと思っているので、勘違いされたら困るので、あえて言っておきますがね。

なかなか、当初、指定管理者制度が持ち込まれた当初、期待されたかもしれないものについては、破綻が徐々に明瞭になってきてるなというふうに、今回、見て、改めて思っているところです。

それから、審査の選定の理由ですね、先ほど谷地委員がご指摘になった、前回と全く同じ選定理由だということで、私も、ああ、本当だと思って見とったんですが、この大きな3ページの6番の、選定理由の④についてですが、前回、協体制度が期待できるということで、いろんな町の催物にいろんなものを貸し出してもらえると貢献をしていただけると期待できると。これは、前回、実績がなかったという答弁でありました。実績について問うた委員がいたんですがね、前回は実績はなかったと。別になかってもいいのですがね、今回も、過去3年間ですね、運営していただいている間に、何かお借りしたというようなことがあったのかなと思って、参考までにお聞きしておきたいと思います。

それから、私は、最初に、情報交換のことも言っていましたが、少なくとも、この1回目については、公開していただいて何ら支障ないんじゃないかと思えますよ。

2回目以降が公開されない、非公開で行われるということは、指定管理者制度の導入そのものの仕組みから言って、これはもうどうしようもないことです。民間の事業者さんの様々な内容が言及されると、資料としても配布される可能性があるということで、審査については非公開やむなしと思いますが、1回目は、公募に当たる基準とかを定めるわけですね。ここは別に公開しても構わないのではないかと思うのですが、私はいろいろ知りたがりなんで、公開されてるものがね、かなう範囲で傍聴したいと思うのですが、1回目ぐらいは公開できないかと思うのですが、その点はいかがお考えかということをお聞きしたいというのと、最後の質問です。

先ほど、松尾委員のほうから、制御盤が故障して、要は火葬炉が今、1 炉分しか稼働していないということについてのやり取りがありました。

それで、制御盤故障の原因の調査については、どのようになっているのか。この1 台が一番重症なわけですね。原因が分からなかったら、修理ができないというような話が今あったかと思うのですが、その調査については、どうなっているのか。

民間の業者さんですので、やはり1 日の火葬の許容範囲が狭いと、この指定管理料なんかにも関わってくるわけですね。もう運営できないわというようなね、こんな施設やったらもううちできませんわみたいなことになったら困るので、修理の見通しについても、この機会にお聞きしておきたいと思います。お願いします。

坂原委員長 少し、答弁、待ってくださいね。

委員の皆さんにお諮りしたいのですが、もうお昼、回りますが、続行しますか。終了まで行きますか。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

坂原委員長 では、続行します。

では、答弁を求めます。

確認します。最後まで続行するんですね。

（「異議なし」の声あり）

坂原委員長 分かりました。竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの中原委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、町主催の事業に、備品の貸出しをやっているかということですが、こちらには報告がないといえますか、こちらのほうで今、把握していませんので、また、後日、調査しまして、中原委員にご報告させていただきたいと思います。

第1 回目の委員の審議会の公開につきましても、一度、今、選定されております委員の皆様にご諮りまして、公開できるかどうかを委員の皆様にご諮って、公開が可能やということであれば、また、公開させていただくようにさせていただきますので、ご理解よろしくをお願いします。

三つ目の、故障箇所の把握についてということですが、長年、火葬業者の方については、火葬業務に携わっており、こういった状態で、どこが悪いと、そも

そも、どこか不具合があれば、火葬炉のシステム上、赤いランプがつくとかいう、そういった誤作動とか故障があった場合、装置が知らせてくれるということになっておりますので、その辺を見ながら対応していただいているということでございまして、今現在、それに向けて、専門の火葬炉の業者に依頼して、調査を行っているところでございます。

坂原委員長 よろしいですか。

中原委員。

中原委員 選定理由の貸出し実績があったのかっていう問題で、別に貸出し実績があってもなくても、構わないのですが、わざわざ、この議案書につけて、参考資料にこんなふうに書かれていますので、これは、こんなのを書いたら、議員さん、誰か貸出し実績あるのかって、また聞くのではないかな。前回、聞かれたし。調べておこうかならなかったのだろかなという疑問を持ちますが、調査して報告すると言ってくださってるので。

別に、貸出し件数が、この指定管理者の指定についての賛否に関わるようなことは、一切ないんですよ。

ただ、選定理由にこうやって書かれている、押しポイントですよ。ですので、その内容については、やっぱり審査するに当たって、私ら、聞きたいところなんです。なので、また調査してご報告いただければと思います。

それから、選定委員会の公開について、委員の同意があれば、公開できるように、公開できる回についてはということでしょうが、前向きにご検討いただくということで結構かと思います。

それから、ちょっと最後、調査してもらってるのは分かりますが、見通しについて聞いたかったんですね。もうお昼も回ってますので、答弁は結構ですけども、できるだけ早く、3台ともが稼働する状態になればと、それは担当課も、そう思っていると思うんですがね、本当に、ご苦労なことと思いますが、原因の調査、それから、修理ですね。修理するとなったら、また、お金がかかることは、それは財政がどう言うんか知りませんが、指定管理者の運営に支障をきたさないようにしていただくように要望しておきたいと思います。

坂原委員長 他の委員さん、ございませんか。松尾委員。

松尾委員 私は、中原委員から提案がありましたね、入札とか、プロポーザルとか、この

件も含めてですが、そのホームページへの公募情報ですよね、結果の取扱いについての言及があったと思うんですが、その質問について、町からの回答としては、今後、間違って応募してくる事業者があつては駄目なのでっていうことでもう消去していくと回答があったと思うんですよ。

その理由だけであれば、例えば、ページを分けてね、もう公募済みの案件としてまとめていけば、全然、不具合なく、また、情報公開の透明性の確保も図られるし、記録として残っていけるんじゃないかなと思うのですが、ぜひ、検討いただきたいと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの松尾委員のご質問にお答えさせていただきます。

ホームページ上に公開、ずっと残すということで、ホームページ上にも、制限とかも色々すみ分けするにも、私ども生活環境課で勝手に終わった部分を何か行うということが不可能ですので、ホームページ担当の者と協議しまして、また今後、調整しまして、そういった方向にできたらいいなということで検討させていただきたいということでございます。

坂原委員長 松尾委員。

松尾委員 ありがとうございます。ぜひ、検討いただいて、よそでやってるところがあると思います。議会でも、もうずっと残しています。議会のホームページでも残しているので、過去のものっていうのは全部残していつてるので、ぜひ、検討いただけたら、住民にとっても、我々にとっても、より深い議論ができるのかと思ってますので、どうかご検討のほど、よろしくお願いいたします。

坂原委員長 ほかに。谷地委員。

谷地委員 私からは、先ほど中原委員のほうから話があった人体炉の故障というところについては、念のために確認させていただきたいのですが、今回、恐らく指定管理を募集するに当たって、仕様書のところ等にも、その人体炉の数とかっていうのは書いてると思います。多分、故障、1個は原因不明で動かない状態っていうところとなったら、これはもう修理できないとなった瞬間に、逆に、それは要求を、こちら、行政側としても満たすためにも、もう新しいのを更新しなきゃいけないっていう、そういう状況になっているのかっていうのと、あとは、この指定管理者は、以前から指定管理でやっていただいているので、この炉の状態というところ

は当然、把握はされてると思うんですけども、今回の指定管理申込みの際に、やはり今、1台しか使えない状態で、なおかつ1台は原因も分かっていない状態に対して、今後、管理運営するに当たっての懸念といった形の、意見だったり要望という、そういう話っていうのはないのか。

あとは、修理ができないっていうところ、どっかで判断をせなあかんと思うんです。当然、安定した管理運営をするに当たって。そこに対してのデッドラインというところは、今、定めているのかっていう、その辺について回答お願いします。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの谷地委員のご質問にお答えさせていただきます。

一番最後のデッドラインというのは、今現在のところ、決めていないといいますか、決めかねているところですけども、途中の修繕とか不具合とかに関しては、当然、指定管理者のほうから、すみません、火葬業務の委託している業者から指定管理者に相談があり、担当課のほうにも連絡がありまして、相談、連絡しながら、修繕等を行って、適正な運営を行えるように尽力しているところなんですけども、今のところ、そういったことで、炉のことについては、入札に入る前から、ずっと現在も指定管理を行っていただいておりますので、炉の状態については大体分かっていたらと思うんですけども、何分、火葬炉というのは、徐々に壊れるっていうことではなくて、急に壊れたりするものですから、知ってて言わないとか、知ってて、分かっててっていうことではないので、その点、ご理解いただきたいと思います。

坂原委員長 よろしいですか。谷地委員。

谷地委員 まず、お聞きしてるのは、まずは、要求仕様書のところに炉の数までちゃんと書かれていたかどうかっていう、ということは、それは絶対に委託する側としても、その状況をやっぱりきちんとつくった上で、指定管理しなきゃいけないというがあるので、この故障というところが直らないってなった瞬間に、やっぱりどこかで判断して、それらを更新するっていう、そういったことをしなきゃいけない状況なのかどうかっていうのと、あとは、実際に今回、指定管理にお申込みされたときに、その指定管理業者さん、当然、いろいろ状況を把握されてると思うので、そこに対して、今の状態だと、やっぱり管理運営というのがなかなか厳

しいですみたいな、いついつまでに直してもらえないと、ちょっと厳しいみたいな、そんな形のやり取りがあったかどうか、その辺について。

坂原委員長 答弁できますか。辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 募集要項の中で、火葬炉が何台あるかは、施設の概要として出しております。

また、指定管理者からは、早く直して欲しいっていうことは、担当課も聞いております。担当課としても、一刻も早く治したいと思っております。欠品の問題や、どこの電気系統が悪いかということ、1個1個、当たっていかないといけないと聞いています。それを早く修理して欲しいと、担当課からは言っております。なるべく早く、担当課も3台、動かしたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いします。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 事業者さんから、いろいろ担当者のほうには要望とかで行ってると思うのですが、基本的に3台で指定管理をお願いしますって言う限りは、これをきちんと早急に、3台で運営できる形を取ってあげるっていうところが、指定管理さんが運用する上での、前提条件というところになってくると思いますので、そこは引き続き、早急に修理していただく、ないし、あとは、調査してるのに対して、どこかのタイミングで、きちんと判断していただくっていう、そういったことはきちんとやっていただくようお願いします。

坂原委員長 ほかの委員さん、よろしいですか。中原委員。

中原委員 さっき、松尾委員が、情報公開の問題で、その募集要項だとかを残しておくことはできるのと違うのかと、工夫をすればということで、ああ、本当だと思って、聞いていたわけです。で、私は町のホームページを見ていて、パブリックコメントのページが、そういう意味では、募集を終了したものと募集中のものというふうに、もう入り口すぐのところで分けられているわけなんですね。だから非常に分かりやすいなと思って、ほかのページも参考にしながら、松尾委員がおっしゃるように、業者が誤らないような表現の工夫はできると思ったので、最終的には検討すると課長がおっしゃってくださったので、ぜひ、ご検討いただいて、残せる方法で実現できるようにと要望したいと思います。

坂原委員長 要望しておきます。ほかの委員さん、よろしいですか。

副委員長、ありますか。奥野副委員長。

奥野副委員長 1点だけ、確認させていただきたいと思います。

参考資料の2ページの中の、先ほどから皆さんが選定審査結果の中をいろいろと質問されていたのですが、私からも4－②の適切な収支積算となっているかという点で、お二人のCとDの方が3点という採点をされてるのですが、満点でないということは、適切な積算になっていないという評価と理解するのですが、このお二人から採点についての根拠というか、どこが適切でないのかとか、その辺をお聞きされてるんであればお答えいただきたいと思います。

坂原委員長 答弁を求めます。辻里総括理事。

辻里しあわせ創造部総括理事 適切な収支積算の3点ですが、Aが優れている、5点、Bが3点で、やや優れている、Cが1点で普通となっておりますので、特段、優れていると思わなかったのではないかと考えております。

坂原委員長 奥野委員長。

奥野副委員長 今、採点基準を教えていただいたんですが、3点だったら普通だというような理解でいいということですかね、それだったら。

何かもう少し、ここがこうなるんじゃないかというようなご意見があったのかと思ったので、そういう基準はないということですね。

坂原委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと思い認めます。

質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論は終わります。

続いて、採決を行います。

議案第79号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

坂原委員長 満場一致であります。よって、議案第79号は、本委員会において可決され

ました。

中原委員 委員長。

坂原委員長 はい、中原委員。

中原委員 この後、議案があと三つありますけど、私は、それぞれにとってもたくさん質問があるわけではないのですが、それぞれに質問があります。

それで、付託案件以外のその他のところでも、この厚生委員会に関わることで少し議論していただきたいというか、質問が少しございます。

それで、皆さんの空腹具合といいますか、少なくとも、このまま続行して、1時は回るのではないかなと懸念をするところなんですよ。

それで、続行で私はいいんです。いつ休憩に入ってもいいし、お昼ご飯を食べなくてもいいんだけど、もう一度、各委員さん、また、理事者の皆さんの体調のこともありますからね、気になったもので、ご確認いただけないでしょうか。

坂原委員長 ただいま提案がありましたが、いかがでしょうか。

休憩しますか。続行しますか。

続行でいいですか。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

坂原委員長 では、続行でよろしいですか。では、続行いたします。

では、続きまして、議案第80号です。

議案第80号、阪南市泉南市岬町介護認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

坂原委員長 ありがとうございます。

では、質疑ございませんか。

谷地委員。

谷地委員 議案第80号、こちらについては、1点だけお伺いしたいことがございます。

今回、実際、この庶務の役割を担う自治体、これが替わるというところで、それに伴う条文の修正っていうところの規約の改正と認識はしているんですけど、これは過去にも、恐らく輪番制が何かがあったとあっていて、それで、泉南・阪

南・岬で順番に庶務担当というところを替えているのかなと思うのですね。

けれども、この規約の中で、第3条に執務場所っていうのが記載がされていて、それが阪南市役所になってるんですね。この辺の仕組みというのは私も、あまり細かく把握してないので、参考程度にお聞かせいただきたいのですが、ここをずっと庶務の担当が替わってても、ずっと阪南なんですね。過去に、阪南市内で、たしか保健センターかどこから今の阪南市役所内に替わったっていう、執務場所が変更になったっていうのは過去にもありましたが、執務場所は、特に輪番で替える必要がないものなのかどうかというのは、執務場所って、実際、どういったことを担う場所として定められているのかっていう、その辺をちょっと教えていただきたいです。

坂原委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 谷地委員のご質問にお答えします。

執務を行っている部屋のことでお尋ねがありました。おっしゃるとおり、3年ごとに阪南・泉南・岬で幹事市町が替わってくるのですが、執務場所につきましては、現在のところ固定しております。

固定している理由というのが、審査・判定する場所と、職員が4名、従事しておりまして、それらを行っている場所が、学校の教室の一つの教室ぐらいのスペースが必要になっておりまして、現在、旧の阪南市の尾崎小学校の一つの教室を占有している状態なんですけれども、例えば阪南市から泉南市、あるいは岬町に幹事市町が替わったときに、その場所をそれぞれで常設で置く場所が確保できるかという問題がありますので、その点を合理的に考えて、執務場所につきましては、阪南市の現在の場所で固定しておる状態でございます。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 一応確認ですが、今、旧学校の教室を使ってるという説明がありましたが、規約上、見ると、大阪府阪南市尾崎町かな、35番地の1、阪南市役所内とするって書いてますけれども。

坂原委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 谷地委員の質問にお答えします。

答弁が不十分で大変申し訳ございませんでした。

旧の尾崎小学校で、現在は阪南市役所の別館で、都市整備部とか、あるいは阪

南市社協さんが入っている建物がございまして、そちらの一室を占有して使っている状態でございます。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 分かりました。理解できました。

少し別の議案に関わってきますが、これは恐らく第81号も同じ理由かと思っておりますが、ここでお聞かせいただければ、次にはそういう質問を避けようと思っておりますが、それはよろしいですかね。

坂原委員長 どうぞ。

谷地委員 執務場所は替わらないというのは、恐らく第81号も同じ理由かと思うので、それは、そういった認識でよろしいですかね。

坂原委員長 ほかの委員さん、質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 今回は実務的な提案でありますので、そのことに意義があるわけではないんですが、介護の認定審査等に関わって庶務を行っている中でのことをお尋ねしたいと思います。

審査からどれぐらいで審査の結果が出る状態にあるのか。随分前には、かなり時間がかかってご迷惑をかけるみたいなことがよく言われてた時期があるんですが、現在はどの程度の期間で結果が出るように運営されているのかということと、それから、その結果に対して、介護度の認定が出るわけですが、それに対して不服の申立て等、そういうものはないのか。あった場合は、この審査会で再度諮るということになるのか。不服が出てきた場合、そのときの取扱いはどうなふうになさっているのか、お聞きしておきたいと思います。お願いします。

坂原委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 中原委員のご質問にお答えします。

まず、1点目の、認定までの期間をどれぐらい要しているかというご質問ですが、今現在のところ、単純平均で大体40日弱の日程を要しているところでございます。

参考までに、主な理由としまして、主治医意見書の遅れ等が主な原因となっております。

二つ目のご質問の、認定に対する不服申立てがあった場合の取扱いについてですが、参考までに、令和5年度中には特にございませんでしたが、ただ、区分変

更の見直しっていうのは常時ございまして、そのときの体の状態の変化でありますとか、あるいは認定に納得がいかないときには、まず、変更申請をさせていただいて、対象者の方あるいはご家族さんに理解を求めていくということで、できるだけ丁寧な説明と丁寧な対応を心がけているところでございます。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 認定までの期間が平均40日弱ということでありました。

これは、何日以内に認定の結果を出そうとか、そういう基準はおありなのかお聞きしたいということと、それから、区分変更の見直しについて、変更の申請が上がってきた場合、どのようにその審査を行っていくのか。この認定審査会にまた戻ってくるということになるのか、例えば、変更の申請を出した方が岬町の方であれば、岬町の介護保険の課内で処理していくということになるのか、その辺りについてもお聞きしておこうと思います。お願いします。

坂原委員長 橋野課長

橋野高齢福祉課長 中原委員のご質問にお答えします。

まず、1点目につきまして、認定の基準としまして、30日が基準になっております。できるだけ速やかに認定が決定できるように心がけているところでございます。

2点目の、区分変更申請が出てきた際の取扱いについてすけれども、まず、介護保険の制度としまして、まず、もう一度申請をいただくということになります。

その後の手続につきましては、通常の認定と同じ手続になりますので、同じく阪南・泉南・岬町で設置しております認定審査会でご審議いただくということになってございます。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 認定までの期間、30日を基準にしているけれど、それを超えてしまうと。主な要因が主治医意見書の遅れだと。これは、もうずっとこれですもんね、主な要因はね。

少し気になったのは、審査会を開くことそのものが予定どおりのスピードで行かないために、認定の結果が出るのが遅れると、そういうことにはなってないですかね。

坂原委員長 橋野課長

橋野高齢福祉課長 中原委員のご質問にお答えします。

質問は、認定審査会でどれぐらいの期間を要するかということですが、土日がありますとか、審査会自体が行っていないときもありますので一概には言えないのですが、現在のところ、おおむね2週間程度かかっておりますので、例えば、認定調査を2週間以内で行って、主治医意見書の取得も2週間以内でということであれば、おおむね40日ぐらいになってしまうのですが、それぞれにかかる認定審査会での認定するまでが大体2週間ぐらいですね、ちょっとそこをなかなか縮めるのは、今のところ、できるだけ縮めたいなと思ういますが、なかなか縮減には至っていないというところになっております。引き続いて、速やかな認定審査についてはあらゆる努力をしてまいりたいと思っております。

坂原委員長 よろしいですか。

中原委員 頑張ってください。

坂原委員長 ほかにございませんか。

ないですか。副委員長、ないですか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論は終わります。

続いて、採決を行います。

議案第80号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

坂原委員長 満場一致であります。よって、議案第80号は、本委員会において可決されました。

議案第81号、阪南市泉南市岬町障害支援区分認定審査会共同設置規約の変更に関する協議についてを議題とします。

本件については本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

坂原委員長 ありがとうございます。

では、質疑ございませんか。谷地委員。

谷地委員 議案が違うので、こちらにおいて改めて念のためお伺いする形になってしまっていますが、こちらについても、第3条執務場所っていうところが恐らく変更になっていない、変更する必要ないというところ、これは先ほど、議案第80号の介護認定審査会、これと同じ理由で、特に執務場所を変更するということはないという、認識でよろしいんですよね、これ。

坂原委員長 錦織課長。

錦織地域福祉課長 谷地委員のご質問にお答えいたします。

同じく、設置場所としましては、固定ということしております。

坂原委員長 ほかにございませんか。中原委員。

中原委員 先ほどの介護認定審査会共同出資設置規約の変更と同様のことをお尋ねしますが、議案第81号については、障害支援区分の審査を行う庶務の場所が変わると。場所というか市町村ですね、ということではありますが、この障害支援区分の審査についてはどの程度、平均してかかっているのか。それから、どの程度の期間で結果を出すというふうに基準が決められているのか。それから、過去3年間ということになると思いますが、結果について異議があったと、見直しを求めるといような訴えがあったのかなかったのか、その辺りについてお聞きしておきます。お願いします。

坂原委員長 錦織課長。

錦織地域福祉課長 中原委員のご質問にお答えいたします。

申し訳ないです、資料が不足してまして、平均で要する日数であり、結果が出るまでの期間、そして、異議申立てがこれまでにあったかなかったかにつきまして、こちらのほうで後々確認して、再度ご回答させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

坂原委員長 よろしいですか。

中原委員 はい。

坂原委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 では、これで質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第81号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

坂原委員長 満場一致であります。よって、議案第81号は、本委員会において可決されました。

議案第84号、岬町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 ありがとうございます。

では、質疑ございませんか。中原委員。

中原委員 本件については、おっしゃったように本会議場で説明がありましたが、少しよく分からなかったもので、委員会の場で、もう少しお聞きしたいと思います。

変更については、変更の中身ですけど、急患等としてということがあるんですけど、ここからすると、急患じゃないときも含まれるということになるのでしょうかということなんですね。

それから、この資力の活用が可能となるまでの期間、もともとは基本は6か月、徴収猶予の問題ですがね。支払いを待ちますよということですね。6か月を特別に資力の活用が可能となるまでの期間として、最長1年という猶予する期間について提案がされているわけですね。

本会議場で、生活保護を利用されている方の医療扶助が支給されている方とい

うような事例を挙げておられたと思いますが、ということは、これは、今回、提案されている括弧内のやつは、生活保護を利用されている方のみのことを指しているのか、私、本会議場での説明がちゃんとメモ書きが全部できませんで、もう一度、その辺りの制度上のというか、考え方の詳細をお聞きしたいと思っています。

それから、これは実際の運用の問題ですが、支払いが困難だという場合に、猶予してくださいという制度なわけですね。この25条に徴収猶予があって、その次、26条になるのかなと思いますが、一部負担金の減免とかね、そういう制度が設けられてるわけですね。これは、岬町に対して徴収を猶予してくださいっていう書面を出さないと駄目じゃないですか。実際の運用としてはね、お金を払ってくれっていうのは病院の会計窓口なわけですね。窓口で言われるんだけど、ちょっと今、持ち合わせがないのでということと言って、取りあえず帰ると。その後で、この申請の作業を岬町に行ってやると、そういうイメージを持っておけばいいんですかね。

実際の制度の運用、制度の運用はほとんどないと思いますが、実際、これを利用しなければならない状況になったときは、どのようになるのかということについてお聞きしたいと思います。お願いします。

坂原委員長 答弁を求めます。堀口課長。

堀口保険年金課長 保険年金課、堀口です。中原委員の質問にお答えさせていただきます。

まず、急患等としてということで、急患の定義につきましては、認知症などで判断能力が不十分かつ身寄りの有無が判明できない方が急患として医療機関を受診し、即時入院が必要な場合を想定しています。

資力の活用が可能となるまでの期間として、6か月を1年に今回、延ばすわけですが、生活保護には限りません。

あと、運用に関しましては、委員がおっしゃられるように、ほとんどないところですが、こちらに関しては、制度上の説明をさせていただきますが、まず、急患等で医療機関を受診した方の保険料の猶予期間を1年間とするものであります。

そもそも、国民健康保険料の猶予期間につきましては、これまで6か月あったものですが、これは災害等で支払い能力のない方に対する猶予期間を設けたものであります。

今回、独居の高齢者や認知症の方が急患で運ばれた場合、これまでは生活保護という形で医療費の支払いを行うという形になっていましたが、調査により、対象者に財産があり、支払い能力があると判明した場合、遡って生活保護を取り消し、国保で支払いをするということになり、そういったことを未然に防ぐために、健康保険に加入しているのであれば、保険料の支払い猶予期間を設けますというものであります。

そうすることによって、安易に生活保護を適用して、後に保護費の返還を求めるというものではなくて、対象者が回復してから支払いを求めるというものであります。

要するに、被保険者について、不利な扱いとならないようにするためのものであり、手続に関しましては、生活保護の部局と連携を密にして、徴収猶予の扱いをすることになります。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 今回の説明からすると、今回、新たに追加をしようという中身については、おっしゃられた認知症等で、ご自身で判断できないといったような方のみが対象と、そういうふうと考えたらいいのですね。

坂原委員長 答弁できますか。堀口課長。

堀口保険年金課長 そのとおりです。

坂原委員長 中原委員。

中原委員 今回の改定そのものは結構かと思いますね。

実際の運用のことなんですが、先ほど来の説明を聞いていると、この運用でいうと、かなり行政だとか、ことによったら、社会福祉協議会なんかのサポートを受けて申請等もしていただくというようなことになるイメージしておいたらよろしいですかね。

領いていただいているので、結構です。ありがとうございました。

坂原委員長 ほかにございませんか。

副委員長、ないですか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 では、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第84号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

坂原委員長 満場一致であります。よって、議案第84号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案6件については、全て議了しました。

続いて、案件2、その他に入ります。

その他で、本委員会所管の事項で何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 さっきの答弁あるんですか。先に答弁してもらいますね。錦織課長。

錦織地域福祉課長 すみません、本日、松尾委員と中原委員から先ほど質問のありました件について、回答の結果が出ましたので、こちらで回答したいと思います。

まず、障害者就労移行支援の現在の人数なんですけども、確認の結果、今年度、11名、利用されているということでした。

また、先ほどの中原委員のご質問にありました、審査が平均でどれくらいかかるかについてなんですけども、こちらにつきましては、大体1か月半を要する。で、申請が出てから結果に至るまでは、おおむね2か月は要するということがした。

また、異議申立て、不服申立てに関することなんですけども、直近5年間においては、申立ての事案はなかったということでした。

坂原委員長 今の議論はよろしいでしょうか。中島課長、続けて答弁ですね。お願いします。

中島子育て支援課長 先ほどの補正予算の案件の中で、谷地委員のご質問について、手持ち資料がなかったものが、資料を手元にご用意できましたので、ご回答させていただきます。

2点ありまして、まず、1点目の独り親医療の対象者数の増加傾向にあるかど

うかという点につきましては、令和3年、令和4年、令和5年度については、1世帯ずつ等の増加ほどにとどまっております、この令和5年度から令和6年度において、12世帯の増加と、今年度に限ってすごく多くなった、増加になっております。

それから、件数のことがあったかと思いますが、令和5年度については、4,354件の件数です。

令和6年は3,456、これが今年度はまだ実績が確定してませんので、9か月で3,456件で、年間ベースに計算し直すと、年間大体、4,608件になる見込みで、前年度から254件の増加になる見込みというところです。

坂原委員長 ほかの理事者のほうで何か報告はありませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 ないですね。中原委員。

中原委員 慌ててお調べいただいて、ご回答いただきました。

障害支援区分の認定審査にかかる時間ですが、平均すると1か月半ぐらいかかるということをお聞きしました。これが、どれぐらいの期間で結果を出すという基準が設けられているのかということについてはお答えをいただいていませんが、それは今はまだ分かりませんか。特にそれが基準そのものが設けられていないものなのか、どうなのでしょう。

坂原委員長 錦織課長。

錦織地域福祉課長 失礼いたしました。審査に期限というのは設けてられないということです。

坂原委員長 よろしいですか。松尾委員。

松尾委員 就労移行支援についてのご回答ありがとうございます。11人いらっしゃるということなんですが、ちなみに、就労に結びついたという件数っていうのはありますか。

坂原委員長 錦織課長。

錦織地域福祉課長 松尾委員のご質問に回答いたします。すみません、

すみません、こちらに関しましても、9月のときにたしか2名とお伝えしたのですが、そこから変わりがないかどうか、再度確認してご回答したいと思います。お願いします。

坂原委員長 では、そのようにお願いします。

では、その他案件について、谷地委員。

谷地委員 私から、本委員会所管のことについて、2点ほどお伺いさせていただきたい。

1点は、一般廃棄物処理基本計画は今年度改定に向けて進められているというところは以前の審議会で傍聴させていただいて、把握はしていますが、それと同時に、地球温暖化対策実行計画、これも今年度改定予定というところで、そろそろ多分、パブリックコメントを出すような形でお伺いしたいのですが、この状況が今、どうなっているかっていうところを1点と、あとは、以前に私が一般質問でいろいろ提案させていただいた雑紙の新ごみ回収、これも今、検討を進められているというふうにはお伺いしてるのですが、この状況をお伺いしたいです。

坂原委員長 答弁を求めます。竹原課長。

竹原生活環境課長 ただいまの谷地委員のご質問にお答えさせていただきます。

以前、ご質問いただいております地球温暖化計画のパブリックコメントですが、今月中に、皆さんに意見を募集させてもらうように、今月中にパブリックコメントを上げさせていただきます。

あと、雑紙の件なんですけども、以前にもご説明させていただいてますけども、パッカー車とは別の車で、できるだけ一般のごみと交ざらないように紙だけを収集しているということなんですけども、今現在、収集を続行しておりまして、一応、この5月から始めていますが、5月から10月までの間で1万9,390キログラムが集まっておりますので、その件も含めて、回収ボックスなり、収集ステーションというか、回収ステーションですね、そういったものも含めて考えていきたいと思いますので、ご理解よろしくお願いします。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 地球温暖化対策実行計画、これについては、パブリックコメントが今月中に実施される予定ということなんですけども、議会にはその計画の説明っていうところは、特には予定はしていないっていうことなのかっていうのと、あとは、雑紙の改修については、一応、実施する期日、いつぐらいから実施される予定なのかって、その辺の見通しっていうのをちょっと教えていただきたいです。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 一応、議会にも説明というのは、今回、ホームページ上で報告という

形になると思いますので、よろしくご理解願います。

それと、あと、雑紙のことなのですが、今年度中、一応、収集なり、傾向とか収集量とかを検討しまして、その結果を踏まえまして、来年度から実施できるような形で進められればいいなということで、今、検討させていただいている状況でございます。

坂原委員長 谷地委員。

谷地委員 しつこく質問して申し訳ないんですけども、地球温暖化対策実行計画、これについては理解しました。ホームページ上で公開されるのを拝見させていただこうかと思います。

雑紙の新ごみ回収については、これは来年度の4月から一応、実施するっていうことで今、考えてらっしゃるってことですが、この新ごみ回収の件は住民さんもかなりやはり意識が高まってまして、住民さんからも雑紙の回収って、これって進んでるのっていう声を割と聞くので、そういった意味でも、早急に、策定させていただいたほうがよろしいのかなというふうに思いますので、その辺の、本来に来年度、じゃあ、いつからっていう、そういったところまで、現時点である程度見据えてらっしゃるかっていうところ、そこは回答できればお願いします。

坂原委員長 竹原課長。

竹原生活環境課長 一応、今年度中の統計を取るということになりますので、来年度の4月、5月ぐらいのできるだけ早い時期に進めてまいりたいということで、今、考えております。

坂原委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。中原委員。

中原委員 さくらねこの、捕獲するためとか、輸送のためのケージのことで、要望します。

一般質問で、大里議員の質問に対して、捕獲した猫の捕獲器を岬町として確保して貸出しをすると、そういう方向性が示されました。

もともとは、谷地委員からの、提案でありましたけれども、この貸出しのルールを多分、今、どういうふうに決めていこうかなって考えておられるところと思うのです。そのことについて意見がありましたので、この場でお伝えしておきたいと思います。

私もあまりこの分野に明るくないわけなんですけど、そういう取組に関わっておられる方からの意見で、一定の基準を設けるときに、悪用されないように基準を

設けてほしいというふうにおっしゃっておられて、悪用っていうのは、どういうことって言うと、例えば、自分の家の周りで猫がいて、飼い主のいない野良猫がいて、被害が迷惑だから、捕まえて、何らかの、ひどい場合は殺処分ですね、というようなことのために借りる申込みがされては本末転倒だということで、基準を設けるときに、よくお考えいただきたいという要望があったので、この場でお伝えしておこうと思います。

私はもう全くそんな発想を持たなかったものですから、ええ、そんなことってありますかって思わず言ってしまったのですが、いや、そういうことも、どうやらよそで、そういうことがあるような口ぶりだったので、ああ、そうかと思って、それはそれで非常に残念なことなんです、貸出しについての考え方を定めるときに留意しておいていただきたいということが1点目です。

それから、もう一点なんです、マイナ保険証の運用のことです。

これは質問させてもらおうかな。私は、いつもこの問題で気にしているのは、一瞬たりとも無保険な状態をつくらないということなんです。それは、もうよくご理解いただいているところだと思います。担当課も、そうならないように運用されていると思います。

他の市町村で、実は、この現象が発生してしまいました。新聞記事を持ってこようと思って、持ってくるのを忘れてね、ごめんなさい、ちょっと具体的に言えないんですが、他の市町村で起こったのはどういうことかという、12月1日に、インターネット上でというかね、要はひもづけをされてるマイナ保険証の方の情報の連携を誤ったということのようだったんですが、マイナ保険証にひもづけている方が、病院に行って、マイナ保険証で受診をしようとしても、この人は保険に入っていないというのが出てくるということで発覚したようなんですが、結構な規模の方が、マイナ保険証の方が、無保険状態に一定期間、なっていたという報道がありました。

岬町では、そんなようなことは起こっていませんねという確認です。お願いします。

坂原委員長 答弁を求めます。堀口課長。

堀口保険年金課長 中原委員の質問にお答えさせていただきます。

岬町では、そういった事象は起こっておりません。

坂原委員長 よろしい。ですか

ほかの委員さん、ございませんか。

(「なし」の声あり)

坂原委員長 ないようですので、案件2、その他についてを終わります。

本日の審査経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いいたします。

これで厚生委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。ありがとうございました。

(午後 0時55分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記
するため、ここに署名する。

令和6年12月10日

岬町議会

委 員 長 坂 原 正 勝